

申請書作成方法

本資料は、市川市で施工を行う排水設備工事の一般的な申請書類になります。
施工内容や現場状況により、写真提出や追加資料を求める場合がございますので、その都度対応していただきますようお願いいたします。

①工事着手日の14日前までに提出する申請書類

以下の（１）～（３）をご提出ください。

（１）	（２）	（３）
<ul style="list-style-type: none">・市川市排水設備等新設等確認申請書（様式第1号）・工事設計書・平面図・案内図・建築確認済証の写し※1	<ul style="list-style-type: none">・工事設計書・平面図・案内図	<ul style="list-style-type: none">・工事設計書・平面図・案内図

（１）の工事設計書、平面図、案内図は原本とする。

（２）（３）の工事設計書、平面図、案内図はコピー可。

※1 新築戸建て以外は、建築確認申請書の1～6面も必要。但し、改築（切替）工事は不要。

○グリーストラップ等の除害施設を設置する場合は、別途、除害施設の確認申請が必要。
（工事着手日の30日前までに提出）

②工事着手前までに提出する書類

（１）市川市排水設備等工事着手届（様式第4号の11）

③工事完了後に提出する書類

以下の（１）～（３）をご提出ください。

（１）市川市排水設備等工事完了届（様式第4号の12）

（２）市川市排水設備等完成申請書（様式第5号）

（３）公共下水道使用開始等届（様式第6号）